

令和4年度第18回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和5年1月12日（木）9：00～9：06
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
<事務局>
高田事務局長兼教育次長 芝田教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長
山根学校教育部長 田尾教科指導担当部長
河野児童生徒担当部長 山下総合教育センター所長
濱田地区統括官 松本地区統括官
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案4件、協議事項4件、報告事項が1件です。

まず、非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち、教第51号議案、教第52号議案、協議事項57、協議事項58につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事、協議事項26、協議事項56、報告事項1につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われまので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。

それでは、以上、申し上げました議案、協議事項、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第49号議案 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一

部を改正する規則に関する意見決定について

(長田教育長)

それでは、教第49号議案から参ります。神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定についてです。

それでは、説明をお願いします。

(周尾総務課長)

今回、規則の一部を改正するということにつきまして、市長から意見聴取がございましたので、異議ありませんということにつきまして、お諮りをするものでございます。

内容につきましては、文化スポーツ局より御説明いたします。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課担当課長)

文化スポーツ局のスポーツ企画課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。規則の何を改正するかというところでございますが、資料の3ページ目を御覧いただけますでしょうか。生涯学習支援センターの部屋の使用料は、条例で定めていただいているところですが、附属設備については、施行規則で定めております。現在、グランドピアノとか、ちょうどこの3ページ目の改正前にあるとおり、オーバーヘッドプロジェクターとかスライド映写機、あとデジタルプロセッサなどを規則を定めておるところでございますが、このオーバーヘッドプロジェクターとスライド映写機につきましては、ここ5年間以上にさかのぼりまして利用しておりませんので、この際、規則から削除させていただいて、改めようとするものがございます。この趣旨で、市民意見公募手続をしておりましたけれども、意見については寄せられませんでしたので、原案どおり改正させていただきたいということで御説明に上がっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございませんか。

特段の意見はなかったということで、では、教育委員会としては異議なしという、市長からの照会に対して異議なしということで回答するというので、承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

(周尾総務課長)

ありがとうございました。

教第50号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則
について

(長田教育長)

続きまして、教第50号議案です。教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

それでは、説明をお願いします。

(吉森人事・組織担当課長)

議案の50号議案でございますけれども、課長級以上の教職員の休職に関する発令について、教育委員会会議事項から除外して、教育長専決にするというような改定を行っていただきたいと思っております。

内容としましては、この1ページ目にあります表の、改正後、改正前というところで、教育長の専決等に地方公務員法に規定する休職に関することというのを入れさせていただきたいと思っております。理由としましては、課長級以上の休職発令については、現在、教育長専決ではなく、教育委員会会議の議決が必要となっておりますが、一方で休職の発令については、衛生管理審査会がございまして、そこで審議していますから、教育委員会会議では報告に近い形になっているという実態がございまして、そこで教育委員会会議事項から除外して、教育長専決とさせていただきたいと思っております。教育委員への情報共有につきましては、課長級以上の休職、復職について、適宜、また行わせていただきたいと思います。

説明としては、以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見、御質問ございませんか。

休職の発令をする、あるいは、復職の発令をする、そのときには情報共有ということで、状況の報告はしっかりさせていただく。ただ、この教育委員会会議の議決という事項からは除かせていただいて、私、教育長の専決ということでお願いをしたいと思っておりますが、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(今井委員)

1点だけ質問なのですが、もし分かればいいのですが、例えば近隣の自治体とか、この件、どういう扱いなのか、もし分かるところがあれば、教えていただければと思います。

(藤田人事担当係長)

近隣ということではないかもしれないんですけど、横浜市の横浜市教委に関しましては、同様にこうした規定を設けているところを参考にさせていただいた次第でございます。

(長田教育長)

政令市の中では、そしたら、きっちり状況は把握はしてないけども、議決事項にしているところは少ないということですか。

(藤田人事担当係長)

そうですね。こうした形で運用しているところは、全体はちょっと詰めてみたわけではないですが、そうした運用をしているところを参考にさせていただいた形です。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、教第50号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

その他、今日のこの議題、協議事項以外でも結構ですが、教育委員の皆さんから何か御意見等はございませんか。よろしいですか。

お気づきの点があれば、また、事務局のほうまで御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、ここで、本日の公開案件は終了といたします。

閉会 9時06分